

一般財団法人日本英語発音評価協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人日本英語発音評価協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県南相馬市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本における英語発音能力の科学的評価基準の確立および英語音声教育の普及発展を図り、国際社会において価値あるコミュニケーション能力を持つ人材育成に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 英語発音能力に関する調査研究および評価法の開発
- 2 発音能力評価試験（EPS等）の企画、運営および認証制度の整備
- 3 発音教育指導者養成、資格制度の運営および研修事業の実施
- 4 教育機関、企業、行政機関等に対する英語発音教育導入支援およびコンサルティング
- 5 英語音声教育に関する教材、カリキュラム、AI評価システムの開発および提供
- 6 国内外の研究機関・大学等との共同研究、連携および学術交流
- 7 寄附金、助成金等の活用による英語教育環境整備および社会還元事業
- 8 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(非営利性及び利益の不分配)

第3条の2 当法人の事業により生じた剰余金は、いかなる者にも利益の分配として交付してはならない。

(収益事業)

第3条の3 当法人は、第3条の目的を達成するため、目的に支障のない範囲において収益事業を行うことができる。

2 前項の収益事業には、次に掲げる事業を含むものとする。

- (1) 教育事業（研修会、講座、研修プログラム提供）
- (2) 試験事業（評価試験の実施、認定試験、資格運営）
- (3) 出版業（教材、書籍、デジタルコンテンツの発行および販売）
- (4) ソフトウェア業（発音評価システム、アプリケーション、クラウドサービス提供）
- (5) 物品販売業（教育用教材、機材その他関連物品の販売）

(6) これらに附帯又は関連する一切の事業

(会員及び会費)

第3条の4 当法人は、その目的に賛同し、事業を支援する個人又は法人に対し、会員制度を設けることができる。

2 会員の種別、入会及び退会の手続、会費、権利及び義務その他会員制度に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 茨城県石岡市南台二丁目11番9号

設立者 田中栄一

拠出財産及びその価額 現金 金300万円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(残余財産の帰属)

第7条の2 当法人が解散した場合に残存する財産は、理事会及び評議員会の決議を経て、公益性の高い法人、又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第8条 当法人に、評議員3名以上7名以内とする。

(選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第11条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第12条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

(開催)

第13条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員及び理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第2節 理事会

(権限)

第24条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事会の招集通知は、理事会の日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第27条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第29条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

第6章 附 則

(設立時の評議員)

第30条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 小林昭寛 田中絵理香 山浦真由子

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 田中栄一 西田政之 石井宏直

設立時代表理事 田中栄一

設立時監事 村田一晃

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年12月末日までとする。

(法令の準拠)

第 33 条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。